

5 . 法学部

法学部の教育目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	5 - 2
分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	5 - 3
分析項目	教育の実施体制	・ ・ ・ ・ 5 - 3
分析項目	教育内容	・ ・ ・ ・ ・ 5 - 3
分析項目	教育方法	・ ・ ・ ・ ・ 5 - 4
分析項目	学業の成果	・ ・ ・ ・ ・ 5 - 5
分析項目	進路・就職の状況	・ ・ ・ 5 - 7
質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	5 - 9

法学部の教育目的と特徴

1 学部の教育目的

本学部は、法律学・国際関係論の基礎的知識及び思考方法を確実に学習させることにより、幅広い教養を系統的な観点から習得し、人間性豊かで国際的感覚を身に付けた教養人を養成することを目的とする（アドミッション・ポリシー）。

2 学部設立の趣旨

本学部の歴史は、1949年に東京商科大学が一橋大学となり、商学部、経済学部と並んで、法学社会学部が設置された時に始まる。一橋大学は「社会科学の総合的研究と人類文化に貢献し得る教養識見を備えた人格者の養成とを目的及使命とする」（一橋大学学則第1条）大学として設置されたが、法学社会学部もそのような目的と使命を共有する学部として開設された。その後、1951年に法学社会学部は法学部と社会学部に分離し、この時点から法学部が独立した学部としての歩みを本格的に開始した。

3 教育目標達成に向けての方策・特徴

法学部の最大の特徴は、学部としての発足以来一貫して、法律学と国際関係学という2つの学問領域の優れた教員が協力して、社会科学の総合という視点から、国際関係に強い法曹の養成と法律学に強い国際関係の実務家の養成を目指してきたことにある。これは両学問領域に広範囲にわたる多様な科目が提供されていることに示されるとともに、卒業後の進路状況において伝統的に法曹と並んで海外勤務や海外との取引の比重が大きい金融・商社・大手メーカーが中心となってきたことにより実証される。

法科大学院及び国際・公共政策大学院設置に伴う教員の配置変更により、2004年度から学部の学生定員を235名から170名に変更した。これに伴い、これまでの「経済関係法コース」、「公共関係法コース」、「国際関係コース」の3コース制を、「法学コース」と「国際関係コース」の2コース制に再編した。

また、法科大学院の設置にあわせて、上記の学部教育の主要目的達成に向けて基礎的教育を重視したカリキュラム改正を行った。具体的には、導入・基礎・発展の各科目内容の見直し、学部基礎科目の充実、「外国法原典講読」の新設、開講科目の統廃合等である。また、旧教養科目担当者も「法言語論」と「グローバルネットワーク論」部門に所属して学部教育科目を担当する体制を取り、全学共通教育科目、学部導入科目、学部基礎科目、学部発展科目が、有機的な関連を有するカリキュラムを構築している。

4 ゼミナール制度

本学の優れた伝統として、少人数からなるゼミナール教育がある。これは戦前から続く本学の優れた教育の最大の柱となっているものである。法学部は数多くの専任教員が担当（法科大学院発足までは専任教員全員が担当）しており、3・4年生のゼミと卒業論文を必修とし、学生は2年間継続して同じ教員のもとで専門的テーマに取り組み、仲間と議論を深めつつ、学士論文を書き上げて卒業する。このように、ゼミナールは学問はもとより人的陶冶の機会としても高く評価されている。さらに、基礎教育のために1・2年生を対象とするゼミナールも開講しており、上記の一環としての「学部導入ゼミ」の充実とについては、新たにジュニア・フェロー制度を設け、博士号取得者を任期付の専任講師として雇用し担当させている。

5 副専攻プログラム制度

2004年度のカリキュラム改正に合わせて導入した制度である。これは、法学部からは「法学副専攻プログラム」と「国際関係副専攻プログラム」を、経済学部からは「経済学副専攻プログラム」を相互にそれぞれの学部学生に提供し、所定の単位を履修した場合には、副専攻プログラム修了証明書を発行するというものである。これによって、法学部学生が経済学をある程度体系的に学習したことを対外的にもアピールできる。従来の法律学と国際関係学という二つの学問領域に加えて、一層、社会科学の総合に接近している。

[想定する関係者とその期待]

以上のように、法学部の卒業生は、法律学・国際関係学の基礎的知識及び思考方法を確実に身に付け、幅広い教養を系統的な観点から習得し、人間性豊かで国際的感覚を身に付けた教養人となるための教育・訓練を受けてきている。このような卒業生は、金融・商社・大手メーカーをはじめとしてビジネス分野で活躍し、また、本学をはじめとして全国トップクラスの法科大学院を通じて優秀な法曹人となっている。さらに、官庁・地方公共団体やシンクタンク・研究機関・国際機関にも人材を供給し、本学法学研究科等

を通じて優秀な法律学・国際関係学の研究者も輩出してきており、これらの関係者の本学部への期待は大きい。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

法学研究科の組織は、基礎法、公法、国際法、民事法、企業経済法、刑事法、法言語論およびグローバル・ネットワーク論の8部門で構成されており、専任教員は58名である(2007年5月1日現在。兼任教員を除く)。

教育の実施体制という面から構成を見るなら、法学部には法律学科の1学科が設置されている。

観点 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

(観点に係る状況)

法学部においては特に教育内容・方法の改善のみを議論する組織はないが、教授会で教育問題について議論・検討している他、定期的にFD会議を開催して授業の方法について検討しているし、各部門からの代表者からなる常置の小委員会において部門を超えた問題提起や議論がなされている。大学全体としては、学部教育委員会が教育問題について議論・検討をしているが、また、いわゆる教養教育(法学部においては各学部に通ずる教育という意味で「全学共通教育」と呼ぶ)については、全学的な組織としての全学共通教育専門委員会が教養教育の実施・運営にあたっている。この他に、基本方針を策定するワーキング・グループや大学教育研究開発センターなどがある。

このような授業改善の方策の一環として、授業を受講した学生に講義について質問する授業評価アンケート制度があるが、法学部においても実施されている。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準)期待される水準にある

(判断理由)

法学研究科の専任教員数は学生数を考えるなら十分な人数であり、これが8部門に分かれているので多様できめの細かい教育が可能な体制となっている。特に、いわゆる(狭い意味での)法律学を扱う部門の他に法言語論やグローバル・ネットワーク論などの部門が存在するので、法を、社会や文化と関連させた広いパースペクティブから研究・教育できる体制となっている。

また、法学部は1つの学科で構成されているが、これも本学が学生数において比較的小規模な大学であることを活かした特徴であり、部門を超えた幅広い学習や研究をする環境が整っていると言える。

そして、教育内容・方法の改善に取り組む体制についても、前述のように、場当たりの対応ではなく、恒常的に見直しをして問題点を探し出して議論・検討する場が(全学的にも法学部においても)設置されており、実際にも積極的な活動をしている。

分析項目 教育内容

(1) 観点ごとの分析

観点 教育課程の編成

(観点に係る状況)

本学部の学部教育科目は、レベルに応じて、導入科目、基礎科目、発展科目に分類され、それらが法学部教育の目的に沿ってバランスよく配置されている【別添資料5-1「法学

部開講科目一覧】。基礎科目のうちには1・2年次の履修が推奨される前期指定基礎科目を設け、導入科目(4単位)と前期指定基礎科目(16単位)の履修を後期進級要件中に義務づけている。3年次進学後は法学コース・国際関係コースに分かれ、後期ゼミナール(2年間8単位、卒業論文あり)を履修し、コースごとに指定された部門の基礎科目を24単位以上履修することを卒業要件で義務づけている【別添資料5-2「法学部履修要件一覧】。他学部科目は一部の例外を除き、全学共通教育科目枠または自由選択科目枠の中で履修可能であるほか、経済学部との協力による「経済学副専攻プログラム」(2004年度から)、いわゆる「4大学連合」(一橋大学・東京外国語大学・東京工業大学・東京医科歯科大学)による「複合領域コース」(2001年度から)を開始した。

観点 学生や社会からの要請への対応

(観点到係る状況)

日常的に、全学的FD研修会、学生による授業評価、自己評価、外部評価などにもとづき、個々の科目の担当者が教育内容の向上につとめている。個々の授業以外の面では、例えば、法科大学院開設にともなう教育課程再編の際に、学生への説明会を開き学生の要望や意見を直接聞いたうえで新カリキュラム原案に修正を加えたり、外部評価の結果にもとづき新規科目(例：日本法制史、日本近代法史)を開設したりした。後期における教育の中心であるゼミナールは、多様な目的をもった学生の要請に応じうる全人格的教育の場であり、司法界、官庁、民間会社などの要請に応える多様な人材を育成している。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

「法律学・国際関係論の基礎的知識及び思考方法を確実に学習させることにより、幅広い教養を系統的な観点から習得し、人間性豊かで国際的感覚を身につけた教養人を養成する」という学部教育目的に照らし、適切な教育課程が編成されている。

『自己点検評価報告書』(2007年3月)作成にあたり実施した調査によると、学生の満足度は以下のとおりである(同報告書46頁～49頁)。

教員への総合満足度は2001年～2004年の卒業生の30.4%が「とても満足」、52.2%が「まあ満足」と答えた。2つをあわせると82.6%が「満足」していることになる。ちなみに、教員への満足度で「とても満足」と答えた上記年度の卒業生の比率は、商学部(17%)・経済学部(23%)・社会学部(17%)なので、4学部中で法学部がいちばん高い。

「教員についての評価」では、1992年～1994年の卒業生では、「質問・意見への対応」「学生の声の教育改善への反映」といった項目で、卒業生全体に比べ評価が低かった。しかし、いずれも近年の卒業生では改善が見られ、授業改善の努力が奏効している。

授業・教育システムへの総合満足度は2001年～2004年の卒業生の21.7%が「とても満足」、39.1%が「まあ満足」と答えた。2つをあわせると60.8%が「満足」していることになる。ちなみに、授業・教育システムへの満足度で「とても満足」と答えた上記年度の卒業生の比率は、商学部(13%)・経済学部(8%)・社会学部(13%)なので、4学部中法学部がいちばん高い。

「授業・教育システム」に対する評価では、「内容豊富な授業が多い」「進んで受けたい授業が多い」「新しい分野の勉強ができる」「自分の視野を広げるのに役立つ授業科目がある」「専門科目を学ぶために必要な知識や考え方を学ぶ基礎教育がある」「授業(ゼミ等を含む)」では、物事を多角的・総合的に判断することが求められる」といった、学部教育の内容や学生の期待との合致度に関係する項目で、卒業生の評価が上昇している。

分析項目 教育方法

(1)観点到の分析

観点 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点到係る状況)

法解釈学系諸科目ではその特性上教員による講義が中心となるが、選択必修科目の「導入ゼミナール」(法学部導入科目)や「外国法原典講読」、3・4年次に必修となる「専門

ゼミナール」では、調査・報告・討論型の少人数授業を行っている。「導入ゼミナール」の担当者には、博士号を取得してまもない若手研究者を2005年度より「ジュニア・フェロー」として採用している。講義中心の比較的多人数の講義では、整備されたレジュメ・資料の配布、コメントカードを活用した双方向的な対話、AV機器やウェブクラスの活用といった工夫を凝らした授業が増えているほか、他大学のゼミナールとの交流やディベート、模擬裁判、交渉コンペティションへの参加といった独自の取り組みをしているゼミナールが複数存在する。

また、すべての専門ゼミナールで従来どおり卒業論文指導も行われ、3・4年次の2年間をかけてじっくり卒論を仕上げる機会がある。【別添資料5-3「ゼミナール指導方針の例」】さらに、法学部教員の多数の協力を得て教材『日本法への招待』（有斐閣。初版2004年、第2版2006年）を開発し、導入科目のテキストとして使用している。なお、学部教育には、大学院生のTAを活用している。TAの採用実績は、2004年度14名、2005年度15名、2006年度14名、2007年度16名である。

観点 主体的な学習を促す取組

(観点到に係る状況)

通常の講義科目では、到達目標や参考文献を明示し、予習・復習の便宜を図っているほか、ゼミナール科目は、学生が自発的な調査にもとづき発表し議論する場となっている。とりわけ後期の専門ゼミナールにおける卒業論文作成はもっとも重要な主体的学習の機会である。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

『自己点検評価報告書』(2007年3月)の作成にあたり実施した調査によると学生の満足度は以下のとおりである。(同報告書46頁～49頁)。

教員への総合満足度は2001年～2004年の卒業生の30.4%が「とても満足」、52.2%が「まあ満足」と答えた。2つをあわせると82.6%が「満足」していることになる。ちなみに、教員への満足度で「とても満足」と答えた上記年度の卒業生の比率は、商学部(17%)・経済学部(23%)・社会学部(17%)なので、4学部中で法学部がいちばん高い。

「教員についての評価」では、1992年～1994年の卒業生では、「教育・指導面での工夫」といった項目で、卒業生全体に比べ評価が低かったが、近年の卒業生では改善が見られ、授業方法の工夫についての努力が奏効している。

授業・教育システムへの総合満足度は2001年～2004年の卒業生の21.7%が「とても満足」、39.1%が「まあ満足」と答えた。2つをあわせると60.8%が「満足」していることになる。ちなみに、授業・教育システムへの満足度で「とても満足」と答えた上記年度の卒業生の比率は、商学部(13%)・経済学部(8%)・社会学部(13%)なので、4学部中法学部がいちばん高い。

「授業・教育システム」に対する評価では、「わかりやすい授業が多い」「進んでうけたい授業が多い」「勉強や物事をやり遂げた経験が多い」といった、学部教育の方法に関する項目で、卒業生の評価が上昇している。

また、2007年度初頭に学部カリキュラムWGが専門ゼミ教員を通じて実施した3・4年生対象のアンケート調査では、ジュニア・フェロー担当科目履修経験者の満足度はたいへん高く、80%以上が「満足」と回答した。

分析項目 学業の成果

(1)観点ごとの分析

観点 学生が身に付けた学力や資質・能力

(観点到に係る状況)

まず、最近の学士課程入学者の3年次への進級状況について述べておくと、2年間での進級率は約93%である。また、3年以内の進級率は97.3%となっている(『平成19年度大学機関別認証評価自己評価書』67頁掲載の「表6-3」を資料5-1として示す)。

資料5-1 学士課程入学者の3年次への進級状況(2004年度入学者)

	2004年度入学者数	2006年度進級者	2年間での進級率(%)	2007年度進級者	3年以内の進級率(%)
商学部	302	279	92.4	14	97.0
経済学部	292	264	90.4	17	96.2
法学部	182	169	92.9	8	97.3
社会学部	247	237	96.0	7	98.8
計	1023	949	92.8	46	97.3

次に、最近の学士課程入学者の卒業状況は、4年間での卒業率が67%となっているが、5年以内での卒業率は92%となっている(『平成19年度大学機関別認証評価自己評価書』67頁掲載の「表6-4」を資料5-2として示す)。

資料5-2 学士課程入学者の卒業状況(2002年度入学者)

	2002年度入学者数	4年間での卒業者数	4年間での卒業率(%)	5年間での卒業者数	5年間での卒業率(%)	5年以内での卒業数	5年以内での卒業率(%)
商学部	290	202	69.7	62	21.4	264	91.0
経済学部	291	216	74.2	53	18.2	269	92.4
法学部	240	161	67.1	60	25.0	221	92.1
社会学部	245	164	66.9	65	26.5	229	93.5
計	1066	743	69.7	240	22.5	983	92.2

なお、『自己点検評価報告書』(2007年3月)((2)参照)によれば、法学部卒業生は、特に「不明なこと、理解できないことは納得できるまで追求する力(探求心)」、「他人と協力しながら研究や作業を進める力(協調性)」、「人間性・良識」、「幅広い知識や教養を身につけようとする力(知識・教養への意欲)」、「使える知識や体験を活用して答えを導く力(再生的思考力)」、「物事を筋道立てて論理的に考察する力(論理的思考力)」、「読書習慣」、「すでに確立されている知見にとらわれず自分の頭で考える力(自立的思考力)」、「成果をあせらず、地道な勉強を積み重ねる力(持続力)」、「社会問題についての関心」、「人間関係やネットワークを形成する力」を身につけていると考えられる。

観点 学業の成果に関する学生の評価

(観点到に係る状況)

『自己点検評価報告書』(2007年3月)((2)参照)によれば、法学部の卒業生は、「人間性・良識」、「読書習慣」、「人間関係やネットワークを形成する力」について、卒業後の業務遂行上での必要度の90%以上を卒業時に身につけることができたとして評価しているようである。「幅広い知識や教養を身につけようとする力(知識・教養への意欲)」、「成果をあせらず、地道な勉強を積み重ねる力(持続力)」、「社会問題についての関心」という点についても、およそ90%を卒業時に身につけることができたとして評価しているようである。

また、「不明なこと、理解できないことは納得できるまで追求する力(探求心)」、「他人と協力しながら研究や作業を進める力(協調性)」、「使える知識や体験を活用して答えを導く力(再生的思考力)」、「物事を筋道立てて論理的に考察する力(論理的思考力)」、「すでに確立されている知見にとらわれず自分の頭で考える力(自立的思考力)」などについても、およそ80%を卒業時に身につけることができたとして評価しているようである。

さらに、「仮説を立ててそれが正しいことを検証した上で答えを導く力(創造的思考力)」、「複数の選択肢の中から正しいものを選ぶ力(判断力)」などについてもおよそ75%を卒業時に身につけることができたとして評価しているようである。

その一方で、「自分の考えを他の人に分かりやすく話すことができる力(伝達能力)」や「外国で生活するのに困らない程度の語学力」、「国際社会で活躍できるような語学力」といった項目については、いくぶん卒業時の定着度が低いという評価をしているようである。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 上述の通り、学業成果についていえば、卒業生は様々な資質・能力が高められたと認識しているようであり、期待される水準を十分にクリアした成果を上げていると評価

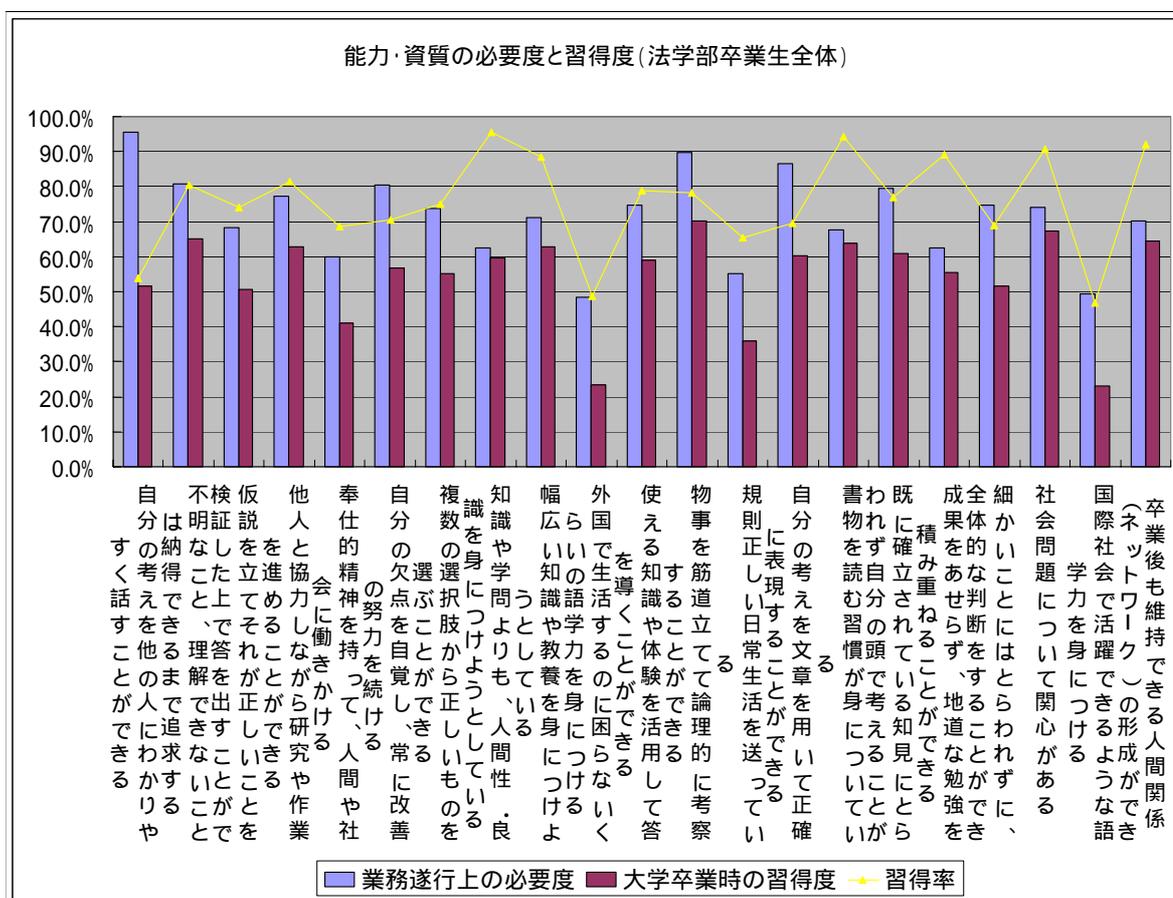
できよう。ただし、今後の課題として、学生の伝達能力や語学力の向上という側面についても成果を上げられるよう努力していくべきではある。

(判断理由)

分析項目 は、本学卒業生向けに行なわれたアンケート調査の結果に基づく分析を判断の根拠として記述したものである。このアンケートのサンプルは、『自己点検評価報告書：卒業生企業から見た一橋大学』（2007年3月）の巻末に掲載されている。

このアンケート調査においては、大学生活を振り返って、現在から見て必要だと思える能力（現在の業務遂行上での必要度）及びその能力が大学卒業時にどの程度身についたか（大学卒業時の習得度）を問う設問がなされ、能力・資質についての習得率を測定する試みがなされている。そして、法学部卒業生の能力・資質についての習得率を測定した結果が同書 51 頁に掲載されているので、それを資料 5 - 3 として示す。

資料 5 - 3 法学部学生の能力・資質の習得率



分析項目 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 卒業(修了)後の進路の状況

(観点到に係る状況)

法学部は伝統的に金融、商社、大手メーカー等、第一級の民間企業に就職する者が多く、現在も絶対数から見ると、この傾向は変わっていない。しかし、最近 20 年間では、研究教育体制の充実と共に行政官庁・法曹界に進む者が増加している。ことに司法試験の合格率ではトップクラスに位置しており、現在活躍中の法曹は弁護士を中心に約 500 名を超えるに至っている。

主な進路：大学院進学（52 人）、公務員（国家公務員 8 人、地方公務員 3 人）、三菱東京UFJ 銀行（4 人）、NHK、三井住友銀行、三菱商事、みずほファイナンシャルグループ、日本銀行（各 3 人）。以上の記述は、『一橋大学案内 2007』33 頁に基づく。

観点 関係者からの評価

(観点に係る状況)

前掲の『自己点検評価報告書』(2007年3月)によれば、企業担当者は、一橋大学卒業生に対して、「幅広い教養がある」、「理解力・判断力がある」、「課題解決力・分析力がある」など、相対的に高い評価をしているようである。

他方、「コミュニケーション能力」、「企画・アイデアの創造力」、「プレゼンテーション能力」などについては必ずしも十分に高い評価を得ていない。

以上の評価は、一橋大学卒業生全体に対する評価であり、法学部卒業生に対する個別の評価ではないが、おおむね法学部卒業生に対しても当てはまることであると考えられる。

(2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由)

上述の現状や、『平成19年度大学機関別認証評価自己評価書』70頁掲載の「表6-8 年度別にみた学士課程卒業者の進路状況(資料5-4として示す。)」に照らせば、法学部卒業生の卒業後の状況は、就職面においても進学面においても、極めて良好であると考えられるからである。また、社会・経済環境の推移に左右されることなく高いレベルでの就職・進学状況を維持していることなども上記の評価の根拠となる。

資料5-4 年度別・学部別にみた学士課程卒業者の進路状況(2001年度~2006年度)

	2001年度					2002年度					2003年度				
	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計
卒業総数	315	300	243	258	1116	281	253	246	226	1006	269	274	246	249	1038
就職者総計	224	221	118	188	751	192	201	138	152	683	190	210	100	176	676
大学院等進学者	15	23	20	20	78	30	20	15	28	93	25	25	43	27	120
その他進学者	0	0	0	0	0	2	1	2	1	6	2	2	3	3	10
その他	76	56	105	50	287	57	31	91	45	224	52	37	100	43	232
就職者割合	71.1%	73.7%	48.6%	72.9%	67.3%	68.3%	79.4%	56.1%	67.3%	67.9%	70.6%	76.6%	40.7%	70.7%	65.1%
大学院等進学者割合	4.8%	7.7%	8.2%	7.8%	7.0%	10.7%	7.9%	6.1%	12.4%	9.2%	9.3%	9.1%	17.5%	10.8%	11.6%

	2004年度					2005年度					2006年度				
	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計	商学部	経済学部	法学部	社会学部	小計
卒業総数	289	271	272	222	1054	288	291	254	246	1079	301	288	247	246	1082
就職者総計	216	207	129	167	719	203	224	113	165	705	202	225	113	167	707
大学院等進学者	23	28	63	27	141	19	24	52	24	119	20	19	49	21	109
その他進学者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
その他	50	36	80	28	194	66	43	89	57	255	79	44	84	56	263
就職者割合	74.7%	76.4%	47.4%	75.2%	68.2%	70.5%	77.0%	44.5%	67.1%	65.3%	67.1%	78.1%	45.7%	67.9%	65.3%
大学院等進学者割合	8.0%	10.3%	23.2%	12.2%	13.4%	6.6%	8.2%	20.5%	9.8%	11.0%	6.6%	6.6%	19.8%	8.5%	10.1%

その他:資格試験公務員試験等受験希望者、連絡不通・未定

質の向上度の判断

事例1 「FD会議の開催」(分析項目)

教授会修了後に(教授会の度に毎回ではないが)FD会議を開催して、教育方法や教材などについて情報や意見を交わして議論している。

事例2 「女性教員・外国人教員の採用」(分析項目)

専任教員の内9名は女性であり、また、外国人教員も2名おり、教員組織の多様性を確保している。

事例3 「経済学副専攻プログラム」の開始(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

2004年度より開始した同プログラムでは、法学部生が卒業までに経済学部の指定する科目から20単位以上を履修する。「社会科学の総合大学」を自負してきた本学の特徴を生かし、法学部と経済学部のそれぞれの学生が、相互に他学部の学問体系を習得することを奨励しようとするものである。本プログラムの開始後、経済学副専攻プログラム修了の認定を受けた法学部卒業生の数は、2004年に4名、2005年に12名、2006年に19名と、順調に増えている。

事例4 「4大学連合」(一橋大学・東京外国語大学・東京工業大学・東京医科歯科大学による複合領域コースの開始)(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

2001年より「4大学連合」(一橋大学・東京外国語大学・東京工業大学・東京医科歯科大学)による複合領域コースが複数開始され、「総合生命科学コース」「科学技術と知的財産コース」「文理総合コース」に、「生命科学と法」「民法(家族)」「民法(物権)」「国際私法」「知的財産法」といった法学部開講の諸科目が組み入れられている。

事例5 「学部カリキュラム見直しのための3・4年生アンケートの実施」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

2007年度の初頭に学部のカリキュラムを点検するため、3年・4年生を対象としたアンケートを実施し、学生の意見を積極的に聴いた。その結果、夏学期(4~9月)と冬学期(10~3月)の必修科目配置のアンバランスを是正し、今後もアンバランス等を是正しやすくするために学部教育専門委員 学部長 担当教員というルートで、時間割の修正の手続きをとることを申し合わせた。

事例6 「ジュニア・フェローによる[導入ゼミ][外国法原典講読]の開始」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

2005年度より、4名のジュニア・フェロー(1年または2年任期)を採用し、それぞれに「導入ゼミ」と「外国法原典講読」を担当してもらっている。法科大学院設置後も、学部教育とりわけ少人数クラスでの主体的学修の機会が希薄化しないように、配慮したものである。ジュニア・フェローは博士号を取得してまもない気鋭の若手研究者であり、熱意をもって教育を行なっている。2007年度に学部カリキュラムWGが実施した3・4年生対象のアンケートでは、少人数教育についての満足度は高く、80%以上が「満足」と回答した。

事例7 「教材『日本法への招待』の共同開発」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

松本恒雄 = 三枝令子 = 橋本正博 = 青木人志編『日本法への招待』(有斐閣。初版2004年、第2版2006年)は、法学部に所属する教員16名が共同執筆して完成した独自の法学教材である。執筆教員の専攻は憲法、行政法、民法、民事訴訟法、商法、経済法、刑法、刑事

訴訟法、国際公法、国際私法、比較法と幅広いうえ、日本語学専攻の三枝が編者に入り、近年増加している留学生教育にも配慮している。本書は「法と社会」「実定法と社会」「法学入門」の教科書として使用している。ちなみに、本書は他大学においても教材採用されているほか、韓国語で書かれた初めての日本法概説書である鄭鐘休著『日本法入門』（全南大学校出版部、2007年）でも本書が大いに参照されている。

事例8「学業の成果について」(分析項目)

学生の資質・能力を向上させた具体的取り組みとして法学部独自のものをあげることはできない。しかし、全学的な取り組みとして行なわれた上記『自己点検評価報告書』（2007年3月）のアンケート調査は、法学部卒業生の大学における学業の成果を把握する上でも重要な具体的な取り組みであると評価できる。

事例9「進路・就職の状況について」(分析項目)

質を向上させた具体的取り組みとして法学部独自のものはない。しかし、全学的な取り組みに広げてみると、キャリア支援室による「就職ガイダンス&セミナーの実施」などは、良好な法学部学生の就職状況に大きく貢献している取り組みと言える。また、上記の『自己点検評価報告書』に示されている企業担当者のアンケート調査などもこれまで良好であった法学部学生の就職状況を今後も維持していく上での指針となる重要な具体的な取り組みといえる。